

## おいらせ町人事行政の運営等について

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表は、町民の皆様に公表することを通じて、人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としており、職員数や給与の状況に加えて、勤務条件などの人事行政の運営状況全般について公表いたします。

### 1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の採用・退職の状況(平成17年4月2日～平成18年4月1日)

職 種	H17.4.1 現在	退職者数	採用者数	H18.4.1 現在
行政職(事務職)等	176	11		165
医 師	5	3	3	5
看 護 師	20			20
保 健 師	8			8
医 療 技 術 者	9			9
栄 養 士	2			2
運 転 手	5	1		4
合 計	225	15	3	213

(2) 事由別退職者数(17年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向等	計
2	13							15

(3) 採用試験の実施状況(平成18年4月1日採用分)

職種		受験者数				合格者数		
		大学卒	短大卒	高校卒		大学卒	短大卒	高校卒
行政職(事務職)	-	-	-	-	-	-	-	-

合併により、平成18年4月1日採用者の試験は実施いたしませんでした。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 17 年	平成 18 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	合併による 合併による 合併による 合併による 合併による 合併による 合併による 合併による 合併による
		総務企画	57	49	8	
		税 務	17	16	1	
		社会福祉	1	1	0	
		保 育 所	5	0	5	
		民 生	13	16	3	
		衛 生	11	12	1	
		労 働	0	1	1	
		農 林 水 産	16	13	3	
		商 工 土 木	4 12	6 9	2 3	
計		140	127	13	合併による	
教育部門		21	28	7	合併による	
公 営 企 業 会 計	病 院 下 水 道 そ の 他	病 院	37	37	0	合併による 合併による
		下 水 道	9	6	3	
		そ の 他	18	15	3	
小 計		64	58	6		
合 計		225	213	12		
		[ 265 ]	[ 227 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

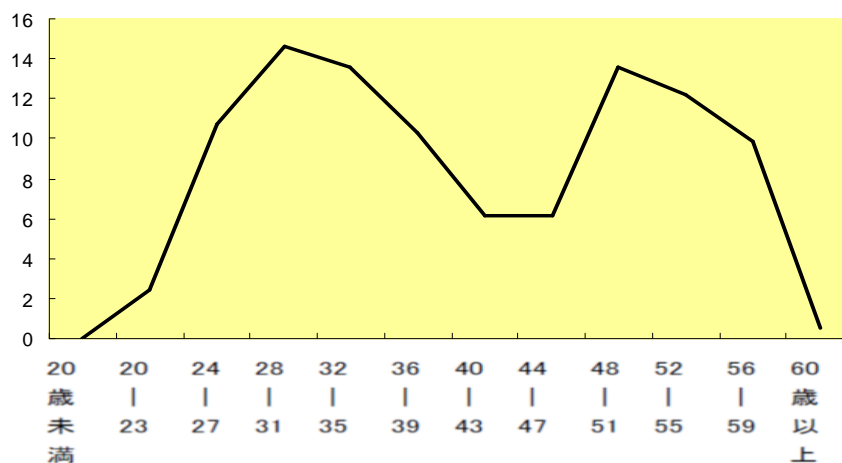
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(5) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)

(例)

%

構成比



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 5	人 23	人 31	人 29	人 22	人 13	人 13	人 29	人 26	人 21	人 1	人 213

(6) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 226	人 214	人 12	% 5.3

部門別職員年次計画

部 門	区 分	計画前年 度	計画期間の状況(人)						期間内 計	
		平 16	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	人数	削減率
一般行政	職員数	140	139	127	127	121	121	117	22	15.8
	増減		1	12	0	6	0	4		
教 育	職員数	23	23	29	29	29	29	29	6	26.1
	増減		0	6	0	0	0	0		
公営企業 等会計	職員数	66	64	58	66	68	68	68	4	6.25
	増減		2	6	8	2	0	0		
計	職員数	229	226	214	222	218	218	214	12	5.3
	増減		3	12	8	4	0	4		

(注) 公営企業部門とは、国民健康保険、介護保険、下水道、農業集落排水及び病院の各事業をいう。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	139	127					(54.5%)	117人
	増減		12					12	15.8%
教 育	職員数	23	29					(100%)	29人
	増減		6					6	26.1%
公営企業 等会計	職員数	64	58					(150%)	68人
	増減		6					6	6.3%
計	職員数	226	214					(100%)	214人
	増減		12					12	5.3%

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
17年度	人 24,789	千円 9,615,951	千円 95,002	千円 1,538,830	% 16.00	% -

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
17年度	人 165	千円 600,924	千円 281,012	千円 249,639	千円 1,131,575	千円 6,858

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

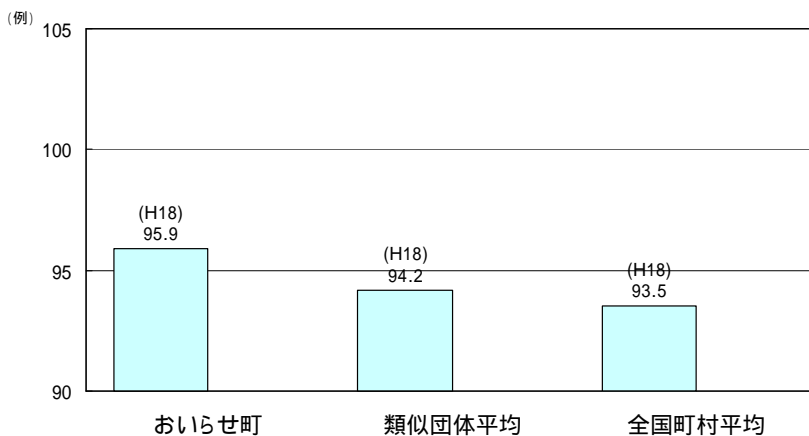
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

### (3) 特記事項

平成18年3月1日に新設合併したことにより、支給実績等合併日前の状況については記載を「-」で省略しております。

### (4) 職員の給料の状況

#### ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

##### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
おいらせ町	40.7 歳	320,500 円	351,091 円	347,088 円
青森県	43.8 歳	355,100 円	427,221 円	
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
おいらせ町(運転手)	54.3 歳	379,700 円	404,800 円	403,550 円
青森県	46.9 歳	327,900 円	371,694 円	円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		おいらせ町	青森県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	166,796 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	135,632 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	131,320 円	- 円
	中学卒	127,700 円	119,609 円	- 円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	281,900 円	329,400 円	389,000 円
	高校卒	237,200 円	280,500 円	320,100 円

区 分		経験年数25年	経験年数30年	経験年数35年以上
技能労務職	高校卒	345,900 円	374,800 円	402,300 円
	中学卒	- 円	- 円	395,900 円

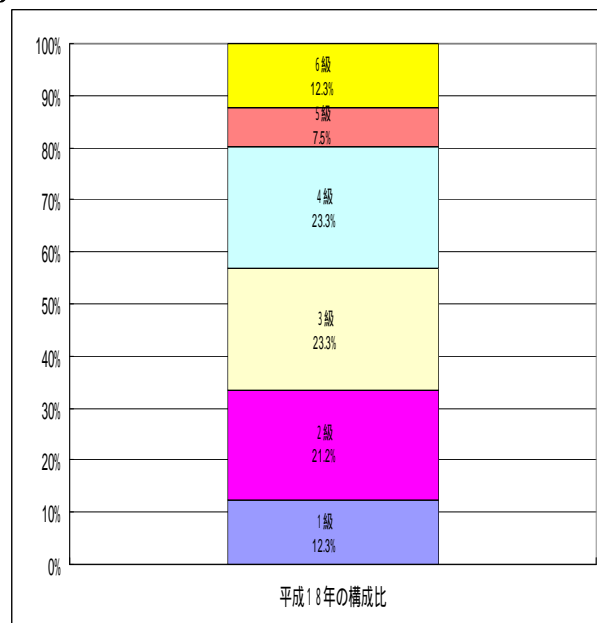
一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	18 人	12.3 %
2 級	主査、技査	31 人	21.2 %
3 級	主任主査、主任技査	34 人	23.3 %
4 級	副参事、総括主査	34 人	23.3 %
5 級	課長、総括副参事	11 人	7.5 %
6 級	参事	18 人	12.3 %

(注) 1 おいらせ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)



昇給期間短縮の状況（一般行政職）

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	- 人
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	- 人
	比 率 B / A	- %

（５）職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

おいらせ町	国
1人当たり平均支給額（17年度） 1,574 千円	
（17年度支給割合） 期末手当 3月分 （1.6月分） 勤勉手当 1.45月分 （0.75月分）	（17年度支給割合） 期末手当 3月分 （1.6月分） 勤勉手当 1.45月分 （0.75月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当

おいらせ町	国
・ 基本額 （支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	・ 基本額 （支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分
・ 調整額 職員在職の区分に応じて定める額の60月分の 調整月額を合計した額（月額0円～33,350円） その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） （退職時特別昇給 制度なし） 1人当たり平均支給額 自己都合 千円 勤奨・定年 26,537 千円	・ 調整額 職員在職の区分に応じて定める額の60月分の 調整月額を合計した額（月額0円～79,200円） その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（普通会計17年度決算）		733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （17年度決算）		34,905 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 （17年度）		13.2 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の病原体の付着した物件の処理等	従事1日当たり210円
行旅死病人措置手当	全職種	行旅病人の救護又は行旅死亡人の措置作業	行旅病人の救護作業1件につき250円 行旅死亡人の措置作業1件につき500円
税務手当	税務課職員	町税の調査、検査、賦課及び徴収事務	月額2,000円
診療手当	医師	病院における診療	<定額> 院長 月額 1,100,000円 副院長 月額 900,000円 医長 月額 700,000円 医員 月額 550,000円 <加算> 宿日直に従事した場合 従事1回につき20,000円
手術手当	医師	診療点数1,000点以上の手術	診療点数の5%
夜間看護手当	看護師、准看護師	病院における深夜の看護	4時間以上 1回3,200円 2時間以上4時間未満 1回2,800円 2時間未満 1回2,000円

時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	24,440 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	129 千円
支給実績（16年度決算）	- 千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	- 千円

その他の手当（18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (普通会計17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給 定額 25,000～120,000 円	異なる	国：給料月額× 支給割合（8～ 25%）	12,849 千円	414,484 円
扶養手当	配偶者や子等、扶養親族が 有る場合に支給 扶養親族1人につき 月額 5,000～13,000 円	同じ	-	18,489 千円	116,283 円
住居手当	住宅を所有し、又は借り受 けて居住している場合に 支給 月額 3,000 円～27,000 円	異なる	(持家の場合) 国：2,500 円 (新築後5年まで) 町：3,000 円	8,114 千円	51,011 円
宿日直手当	宿直又は日直をした場合 に支給 1回 4,200～20,000 円	同じ	-	538 千円	4,200 円
管理職員特別勤務 手当	管理又は監督の地位に有 る者が、休日等に勤務した 場合に支給 1回 4,000～12,000 円	同じ	-	18 千円	6,000 円
休日勤務手当	祝日又は年末年始の休日 に勤務した場合に支給 勤務1時間につき 給料の125～150%	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	深夜を通常の勤務時間と して割り振られた場合支 給 勤務1時間につき 給料の25%	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	勤務先が寒冷地である場 合支給 月額 7,360～17,800 円 (11月から翌年3月まで) 尚、平成19年度までは経 過措置があります。	同じ	-	12,128 千円	76,247 円
通勤手当	片道2km以上を自動車等 により勤務する場合支給 月額 2,000～35,000 円	異なる	(自家用車) 国：限度額 24,500 円	4,420 千円	27,749 円
単身赴任手当	やむを得ない事情により 配偶者と遠方に別居する 場合支給 月額 23,000～68,000 円	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急等のため派遣さ れた場合支給 派遣1日につき 3,970～6,620 円	-	-	0 千円	0 円



( 6 ) 特別職の報酬等の状況 ( 1 8 年 4 月 1 日現在 )

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	777,000 円	( 参考 ) 県内町村の最高 / 最低額 18.7.1 現在
	助 役	607,000 円	782,000 円 / 518,000 円
	収 入 役	562,000 円	630,000 円 / 435,000 円
	教 育 長	546,000 円	595,000 円 / 412,000 円
報 酬	議 長	287,000 円	575,000 円 / 400,000 円
	副 議 長	233,000 円	294,000 円 / 188,000 円
	議 員	225,000 円	259,000 円 / 156,000 円
期 末 手 当	町 長	( 17 年度支給割合 )	
	助 役	3.3 月分	
手 当	収 入 役	( 17 年度支給割合 )	
	議 長	3.3 月分	
退 職 手 当	議 副 議 員	( 算定方式 ) ( 支給時期 )	
	町 長	$777,000 \text{ 円} \times \text{在職月数} \times 0.455$	( 任期毎 )
	助 役	$607,000 \text{ 円} \times \text{在職月数} \times 0.265$	( 任期毎 )
	収 入 役	$562,000 \text{ 円} \times \text{在職月数} \times 0.24$	( 任期毎 )
	教 育 長	$546,000 \text{ 円} \times \text{在職月数} \times 0.225$	( 任期毎 )
	備 考		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（平成 18 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息时间	勤務時間
8:15	17:00	12:15 ~ 13:00	12:00 ~ 12:15 15:00 ~ 15:15	8 時間

(注) 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではありません。

#### (2) 休暇の取得状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。それらの取得状況は次のとおりです。

##### ア 年次有給休暇の取得状況（h17.1.1～h17.12.31）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	消化率 B / A
8,346 日	1,932 日	223 人	8.7 日	23.1 %

(注) 1 対象職員には、期間中の中途で採用された職員、退職した職員又は育児休業をした職員は含みません。

2 半日については 0.5 日とし、時間数については 8 時間を 1 日に換算して計上しています。

##### イ 病気休暇の取得状況（h17.1.1～h17.12.31）

取得者実人数	取得実績（延べ）	
	日数	時間数
13 人	327 日	0 時間

(注) 取得実績については、1 日単位で取得したものは「日数」に、1 時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。

ウ 特別休暇の取得状況

種 類 (h18.4.1 現在)	付与日数(概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績(延べ)	
			日 数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	1	0	2
証人等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	0	0	0
ボランティア休暇	5日	0	0	0
結婚休暇	連続7日	2	14	0
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間(適宜の休息又は補食)	0	0	0
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間	0	0	0
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	1	1	0
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	7	392	0
産後休暇	8週間	7	392	0
育児休暇	1日2回、各30分以内	0	0	0
配偶者出産休暇	3日	1	1	0
子の看護休暇	5日	3	5	6
服忌休暇	1日~連続10日	36	109	4
祭日休暇	1日	0	0	0
夏季休暇	3日	204	605	0
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
出勤困難休暇	必要と認められる期間	0	0	0
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0	0
育児参加休暇	5日	0	0	0

(注) 1 付与日数については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もあります。

2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。

エ 介護休暇の取得状況

介護休暇については、平成17年中の取得者がありませんでした。

### (3) 育児休業等の取得状況

育児休業の平成 17 年度中の取得状況は、次のとおりです。

なお、部分休業については取得者がありませんでした。

	育児休業取得者数(人)	
	平成 17 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	6	0
計	6	0

#### 【承認期間別】

	育児休業承認期間別(平成 17 年度新規取得者) (人)						
	3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年3月以下	1 年3月超え 1 年6月以下	1 年6月超え 1 年9月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	2	1	3	0	0	0
計	0	2	1	3	0	0	0
		1 年9月超え 2 年以下	2 年超え 2 年3月以下	2 年3月超え 2 年6月以下	2 年6月超え 2 年9月以下	2 年9月超え	計
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	6
		0	0	0	0	0	6

また、平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(前年度に取得可能となった職員を除く。)と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)	
	(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数
男性職員	8	0 ( 0.0%)
女性職員	6	6 ( 100.0%)
計	14	6 ( 42.9%)

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者(産後休暇中の者を除く。)

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、公務能率維持の観点から職員の意に反して免職、休職、降任又は降給の不利益な身分上の措置を講ずることをいいます。

なお、平成 17 年度中に分限処分に付された者はありませんでした。

また、地方公務員法第 28 条第 4 項（地方公務員の欠格条項）の規定に基づき失職した者もありませんでした。

分限処分に該当する事由	
<b>法律に定める事由で、降任又は免職に該当するもの</b>	
	勤務実績が良くない場合
	心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 及び のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
<b>法律に定める事由で、休職に該当するもの</b>	
	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
	刑事事件に関し起訴された場合
<b>条例に定める事由で、休職に該当するもの</b>	
	職員の職務と関連する公共的機関等の業務に従事する場合
	水難等の災害により生死不明、所在不明となった場合
失職に該当する者	
<b>法律の規定により、地方公務員としての資格を失う者</b>	
	成年被後見人又は被保佐人である者
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
	日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分、給料の全部又は一部が支給されます。

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する制裁として地方公務員法第 29 条の規定に基づき、公務における規律・秩序維持の観点から免職、停職、減給又は戒告の措置を講ずることをいいます。

なお、平成 17 年度中に懲戒処分に付された者はありませんでした。

懲戒処分に該当する事由	
<b>法律に定める事由で、戒告、減給、停職又は免職に該当するもの</b>	
	地方公務員法もしくはこれに基づく地方公共団体の条例や規則、規程等に違反した場合
	職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(注) 1 戒告とは、規律違反の責任を確認し、将来を戒める処分です。

2 停職とは、職員を一定期間職務に従事させない処分、給与が支給されません。

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は勤務時間と注意力の全てを職責遂行のために用いる義務を有していますが、その義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

(h18.4.1 現在)

職専免が認められる場合	
法律に特別な定めがある場合	
	(例) 地方公務員法に規定された、職員団体の構成員として勤務条件の交渉を適法に行う場合
条例に特別な定めがある場合	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	1または2のほか、任命権者が定める場合(以下の～)
	特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
	町行政の運営上特に必要と認められる公共的団体の地位に属する事務等に従事する場合
	国際的機関、国又は地方公共団体の主催する文化的諸行事又は各種競技会等に参加する場合
	学校教育法に基づく大学又は高等学校の通信教育を受けている者であって、面接授業に参加する場合
	その他特に必要と認められた場合

### (2) 営利企業等の従事制限の許可基準及び基準状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、規則で次のとおり定められています。

職務の遂行に支障がないこと

その職員と職との間に特別な利害関係又は発生のおそれがないこと

国又は他の普通公共団体の職員に併せつく場合にあっては勤務時間及び給与を受ける時間が重複をしないこと。

なお、平成17年度中に許可を申請した者はありませんでした。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修として、平成 17 年度に実施した研修（職場研修、専門的職種を対象としたものを除く）は次のとおりです。

実施機関	研修名	受講者数
青森県自治研修所	基本研修 新採用職員研修（前・後期）	6人
	主事・技師研修	5人
	主査研修	6人
	市町村課長補佐研修	2人
	市町村課長研修	2人
	選択研修 法制執務講座	2人
	行政法基礎講座	1人
	地方自治法基礎講座	1人
	政策法務研修	2人
	リスクマネジメント研修	1人
	意識改革研修	1人
	クレーム対応研修	1人
	専門研修 市町村選挙管理事務研修	1人
	市町村固定資産税研修	1人
	市町村税務新任者研修	2人
	課税免除等研修	1人
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー）	秘書事務研修	1人
	指定管理者制度セミナー	2人
	「住民と行政の協働」研修	1人
	市町村長特別セミナー	1人
電源地域振興センター 研修	資源と人材を活用した魅力ある地域経営策を学ぶ	1人
青森県市町村振興協会	青森県市町村職員海外研修	2人
自主研修助成事業	地域活性化センター「地域再生実践塾」	1人
町 独 自 研 修	おいらせ塾(SMI研修) プログラムチーム	10人
	読書チーム	20人
外部講師委託研修	会議運営能力向上研修	16人
合 計		90人

### (2) 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

当町においても、平成 19 年度に管理職層を対象に、その後は全職員を対象とした、客観的基準に基づく新たな人事評価制度の導入に向けた取り組みを早急に行います。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 定期健康診断等の実施状況(対象者:全職員)

実施医療機関等	検査項目	受診者数
国民健康保険百石病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴力検査</li> <li>・ 貧血検査</li> <li>・ 肝機能検査</li> <li>・ 血中脂質検査</li> <li>・ 血糖検査</li> </ul>	125
青森県市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身長測定、体重測定</li> <li>・ 胃部、胸部エックス線検査</li> <li>・ 血圧測定</li> <li>・ 尿検査</li> <li>・ 心電図検査</li> </ul>	165

### (2) その他健康増進等に関するもの(希望者、一部費用自己負担)

種類	実施医療機関等	受診者数
人間ドック	八戸市総合健診センター 八戸西健診プラザ 八戸市立市民病院 青森労災病院 八戸赤十字病院	54
インフルエンザ予防接種	国民健康保険百石病院	70

### (3) 公務災害の状況

平成17年度発生件数:0件

### (4) 職員互助会の状況

地方公務員法第42条の目的(職員の保健、元気回復等)を達成するため、職員の厚生制度としておいらせ町職員互助会を設置しています。互助会では、事業を行うことにより職員が一層職務に専念できる労働環境づくりに努めています。

- ・ 町の補助金 2,772千円(平成17年度決算)
- ・ 主な事業  
 研修助成事業、各種祝金・弔慰金給付事業、スポーツ活動に関する助成事業 他

### (5) 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。

### (6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成17年度においては、新たな不服申立てはなく、また、係属事案もありませんでした。



## 8 その他の人事行政に関すること

### (1) 職員の仕事と家庭生活の両立支援について

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律では、一定規模以上の事業所と国及びすべての地方公共団体において、そこで働く人の子育て支援計画を策定することが義務付けられています。

このことから、町も一事業主（特定事業主）として、職員の子育て支援を行うための「おいらせ町特定事業主行動計画」を策定しました。

### (2) 身体障害者の雇用について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業所としての地方公共団体は民間企業より高い割合で身体障害者を雇用することが義務付けられています。

当町においても、身体障害者の雇用に取り組んでいますが、法定雇用率に達していないのが現状で今後も積極的に身体障害者の雇用に取り組んでいきます。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率